

IV 「五島市全域」を対象とした施策

IV-1. 公共事業のデザインコントロール①

1. 対象公共施設

以下の公共施設を「景観重要公共施設」として位置づけ、施設の管理者と協議の上、同意を得たものについて指定します。

景観施策の状況により順次指定します。

- ①主要幹線道路、主要河川
- ②「文化的景観地区」および「景観重要地区」内の道路、河川、港湾、漁港

2. 景観重要公共施設の整備方針

- ・周辺景観との調和に配慮し、景観と環境の保全に向けて環境の改変を最小限とすることを原則とします。
- ・各構造物の整備方針は以下の通りとします。

(1) 景観重要道路

- ①道路線形は既存道路の線形や地形を極力踏襲したものとし、新たに発生する法面や切土面、護岸が最小限となるように設計する。
- ②既存樹木は極力保存する。
- ③法面や切土面には五島在来種を用いて緑化を施す。
- ④法面にコンクリート吹きつけを行う場合には、彩度・明度の低いグレー系の色とする。
- ⑤護岸は極力自然石護岸とするよう努める。自然石護岸の積み方や素材については、周辺の既存の護岸と合ったものとする。
- ⑥車両用防護柵を設置する場合はガードパイプを使用し、基本的にはベージュ色とする。海岸道路では亜鉛メッキかベージュを候補とし、現地での検討により決定する。
- ⑦鋼橋の色は周辺景観と調和したものとなるよう現地での検討を行う。

(2) 景観重要河川

- ①多自然川づくりを推進し、「河川景観ガイドライン 河川景観の形成と保全の考え方」(国土交通省河川局)に従った整備を行う。
- ②整備方針は、それぞれの地域の住民と協議しながら検討する。

(3) 景観重要港湾・漁港

- ①護岸は極力自然石護岸とするよう努める。自然石護岸の積み方や素材については、周辺の既存の護岸と合ったものとする。
- ②車両用防護柵を設置する場合はガードパイプを使用し、基本的にはベージュ色とする。海岸道路では亜鉛メッキかベージュを候補とし、現地での検討により決定する。

3. 景観重要公共施設の整備内容に関する検討体制

- ①整備主体等の関係者による「景観協議会」を設置し、整備内容に関して協議を行います。
- ②景観協議会において「五島市景観アドバイザー」を交えた協議を行います。
- ③必要に応じて現場での協議を行います。

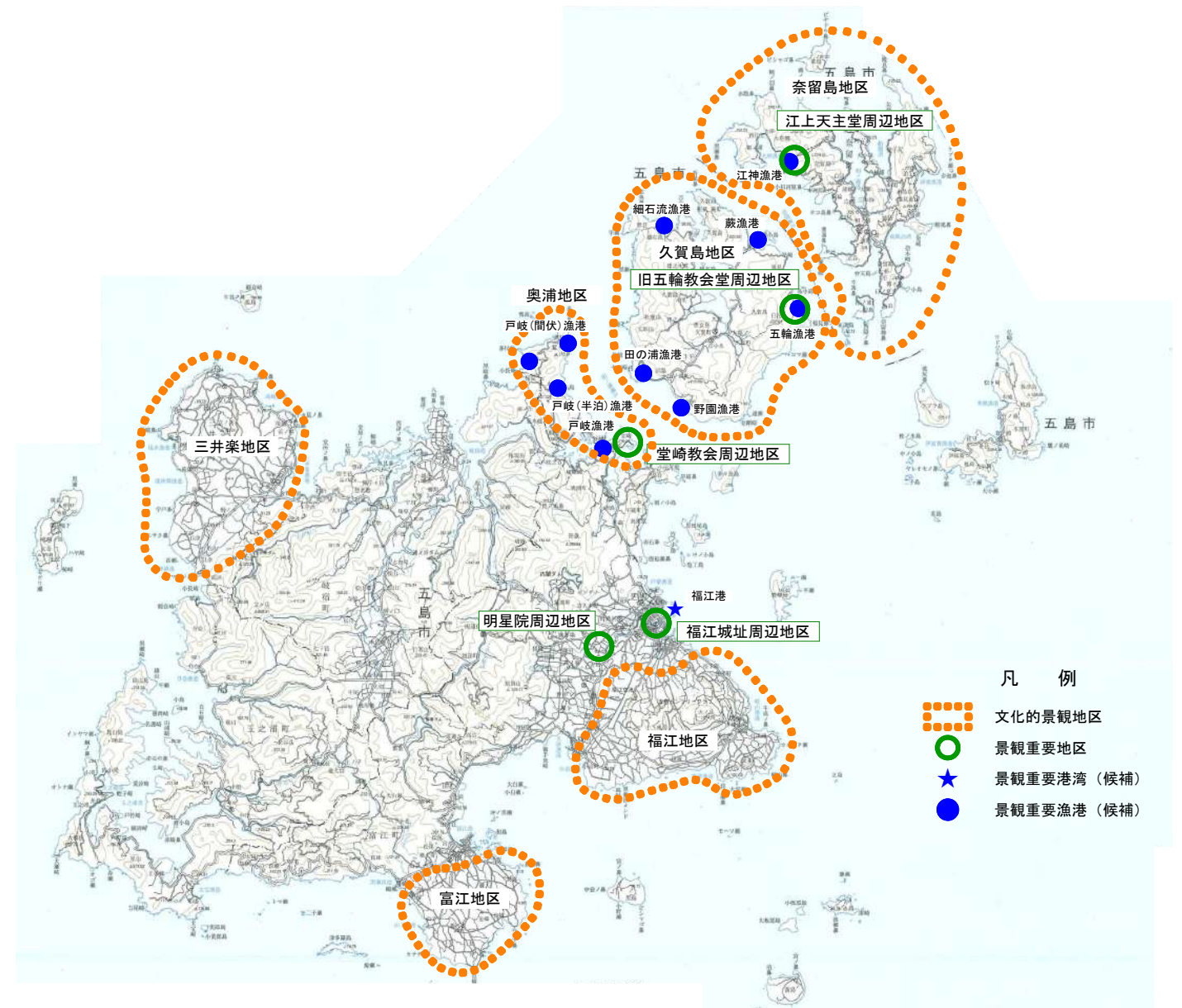


図：主要幹線道路

IV-1. 公共事業のデザインコントロール②



図：主要河川



図：景観重要港湾・漁港

IV-2. 景観上重要な農地の維持

1. 対象農地

右図に示した「文化的景観地区」および「景観重要地区」内の農地のうち、地区住民と協議しながら「景観重要農地」を選定します。

2. 維持の方針

- ・水田景観や段畑景観を維持することを目的とし、耕作地としての維持を基本とします。
- ・農業用施設等の建築物・工作物を設置する場合には、施設の立地やデザイン（素材や色彩等）について配慮することが必要です（ガイドラインについては景観計画により定めます）。

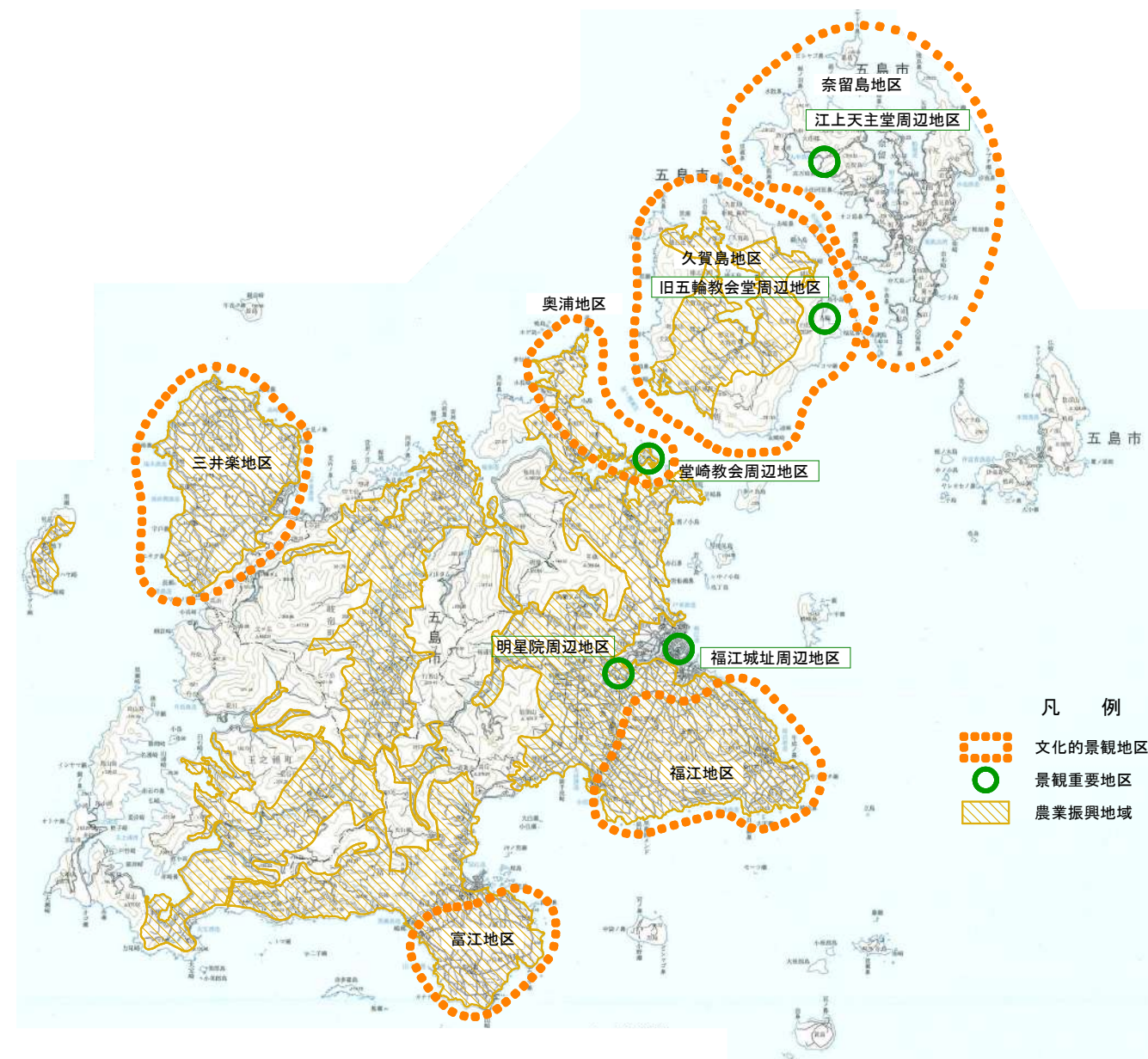
3. 維持に向けた体制

- ・景観重要農地の維持、もしくはその支援を行うNPO法人等を景観整備機構として位置づけ、その活動を（予算的、人的に）支援します。
- ・景観整備機構は、市民や移住者、来訪者、五島出身者等が景観重要農地の維持管理活動に参加できるように企画、運営を行います。
- ・特に農業振興地域内の農地については、農業振興地域整備計画を達成するとともに、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、その地域の特性にふさわしい農用地及び農業用施設等の整備を一体的に推進することを目的に、景観農業振興地域整備計画を関係機関と策定します。

4. モデル地域の設定

以下の地域をモデル地域として位置づけて、先行的に農地の維持に向けた仕組みづくりを官民協働体制により試行します。

- ①久賀島地区
- ②奥浦地区



図：農業振興地域

IV-3. 景観重要建造物の指定方針

景観重要建造物は、指定の方針に従い良好な景観形成を推進する上で重要な建造物を選定し、建造物の所有者や地域住民の意見を聴き、評価を得たものを指定していきます。

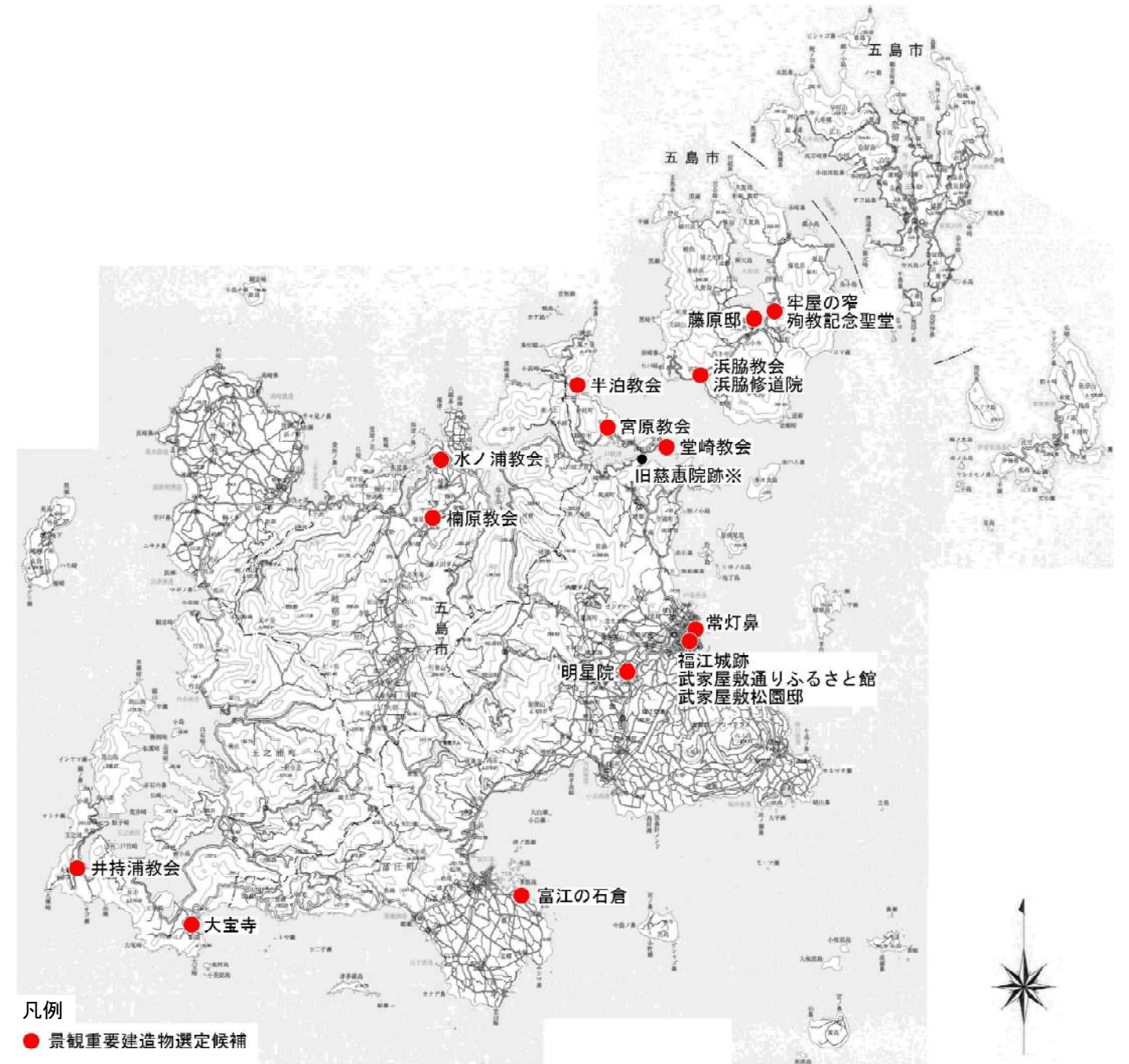
1. 指定方針

- ・地域の景観を代表するような建造物を所有者の同意の上で選定します。
- ・選定される建造物は、市民に親しまれ、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができるもので、国の重要文化財に指定されている江上天主堂、旧五輪教会堂を除く地域の景観形成上重要な要素となる建造物とします。

2. 景観重要建造物選定の候補

以下に選定候補となる建造物と評価のポイントを示します。

選定候補建造物	概要（評価のポイント）
堂崎教会	明治12年（1879）に禁教令解除後の五島における最初の教会として設立され、キリシタン復活の拠点として役割を果たしてきた教会
富江の石倉	風雨の厳しい環境での石積みによる倉庫
井持浦教会	明治32年（1899）に日本で初めて作られた「ルルドの洞窟」があり、信仰の聖地として全国から巡礼団が訪れる
水ノ浦教会	明治13年（1880）に創建され、その後現在の天主堂が昭和13年（1938）に完成し、入江を望む丘に木造教会堂として最大の規模を誇る白亜の天主堂がそびえる
楠原教会	明治44年（1911）に教会が設立され、大正元年（1912）に現在の教会堂を建てたといわれ、外観は堂崎天主堂に似た赤煉瓦づくりで、内部は木造である
半泊教会	大正9年（1920）頃から聖堂建築が具体化し、2年後完成した民家風の木造教会で、海側には防風のための石垣が積まれ、浦頭教会の巡回教会である
宮原教会	明治18年（1885）に設立され、隠れキリシタンが多い集落であったため、ミサの時に障子を開ければ祭壇が定置していることが分かるように造られた
浜脇教会 浜脇修道院	明治14年（1881）に創設され、久賀島のカトリックの中心的教会で、昭和6年に五島初の鉄筋コンクリート造りの教会として、現在の聖堂が建立された
牢屋の窄 殉教記念聖堂	明治元年（1868）に始まった弾圧により、6坪の仮牢（牢屋の窄）に200人余が押し込まれ拷問を受けた地で、その跡地に牢屋の窄教会が昭和44年に建立された
藤原邸	久賀島にある旧家
常灯鼻	第30代五島盛成が巨浪を防ぎ、築城工事を容易にするため築かせた防波堤と灯台で、弘化3年（1846）完成し、丸木よりの導水堤（防波堤）が2年後に完成
福江城跡	五島藩主の居城跡で、31代盛徳の文久3年（1863）に完成し、城郭は東西291m、周囲2,246mで城壁の三方を海に囲まれた日本唯一の海城である
ふるさと館	400mにわたる石垣が続く福江武家屋敷跡に建設された福江の歴史を紹介する資料館
武家屋敷松園邸	文久3年（1863）の建築以来修理されているが、武家屋敷は当時のまま保存されている
明星院	藩主五島家代々の祈願寺で、現在の本堂は安永7年（1778）28代盛運公が火災で焼失した本堂を再建したもので、五島最古の木造建築物である
大宝寺	約1300年前の大宝元年に創建され、弘法大師が遣唐使と共に帰朝の途中、ここに立ち寄って真言宗最初の道場として布教した由緒ある古刹である



※文化財保護法に規定する国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は仮指定されたものについては指定しない。

※旧慈恵院跡については、現在建造物は移設され跡地となっているが、キリストの精神を具現化し、児童養護施設のさきがけとなった地であり、公園化による景観重要公共施設の指定などの施策を検討する必要がある。

図：景観重要建造物選定候補

IV-4. 景観重要樹木の指定方針

景観重要樹木は、指定の方針に従い景観上の特徴を有している重要な樹木を選定し、所有者や地域住民の意見を聴き、評価を得たものを指定していきます。

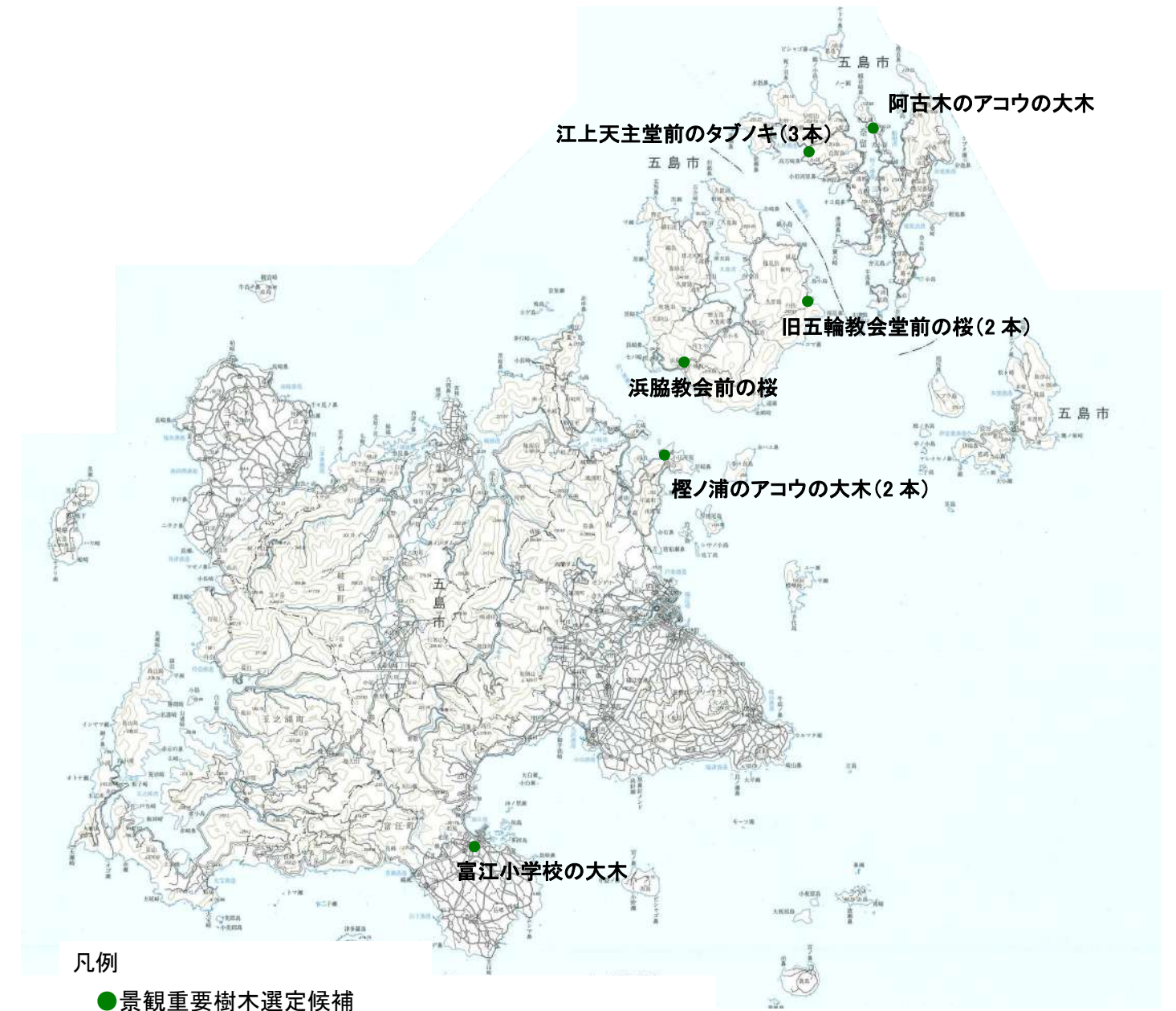
1. 指定方針

- ・景観上重要な建造物と一体的な景観を形成する樹木や地域のシンボルとなる樹木を選定します。
- ・選定される樹木は、樹高があり樹幹が太く、葉ぶりが良好なもので、道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができ、地域住民や所有者が保護や育成に取り組んでいる樹木とします。

2. 景観重要樹木選定の候補

以下に選定候補となる樹木と評価のポイントを示します。

分類	選定候補樹木	概要（評価のポイント）
景観上重要な建造物と一体的な樹木	浜脇教会前の桜	浜脇教会と一体的な景観を形成している桜
	旧五輪教会堂前の桜(2本)	旧五輪教会堂と一体的な景観を形成している2本の桜
	江上天主堂前のタブノキ(3本)	江上天主堂と一体的な景観を形成している3本のタブの木
地域のシンボルとなる樹木	檜の浦のアコウの大木(2本)	樹高は10m以上、根回りは15mを超え、県内最大の巨樹で、九州でも第一級の部類に入る
	富江小学校の大木	幹周り6mのアコウの大木。多くの根が石垣に2m程張って露呈している
	阿古木のアコウの大木	幹周り1040cm（主幹の幹周り520cm）



※文化財保護法に規定する特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物に指定され、又は、仮指定されたものについては指定しない。

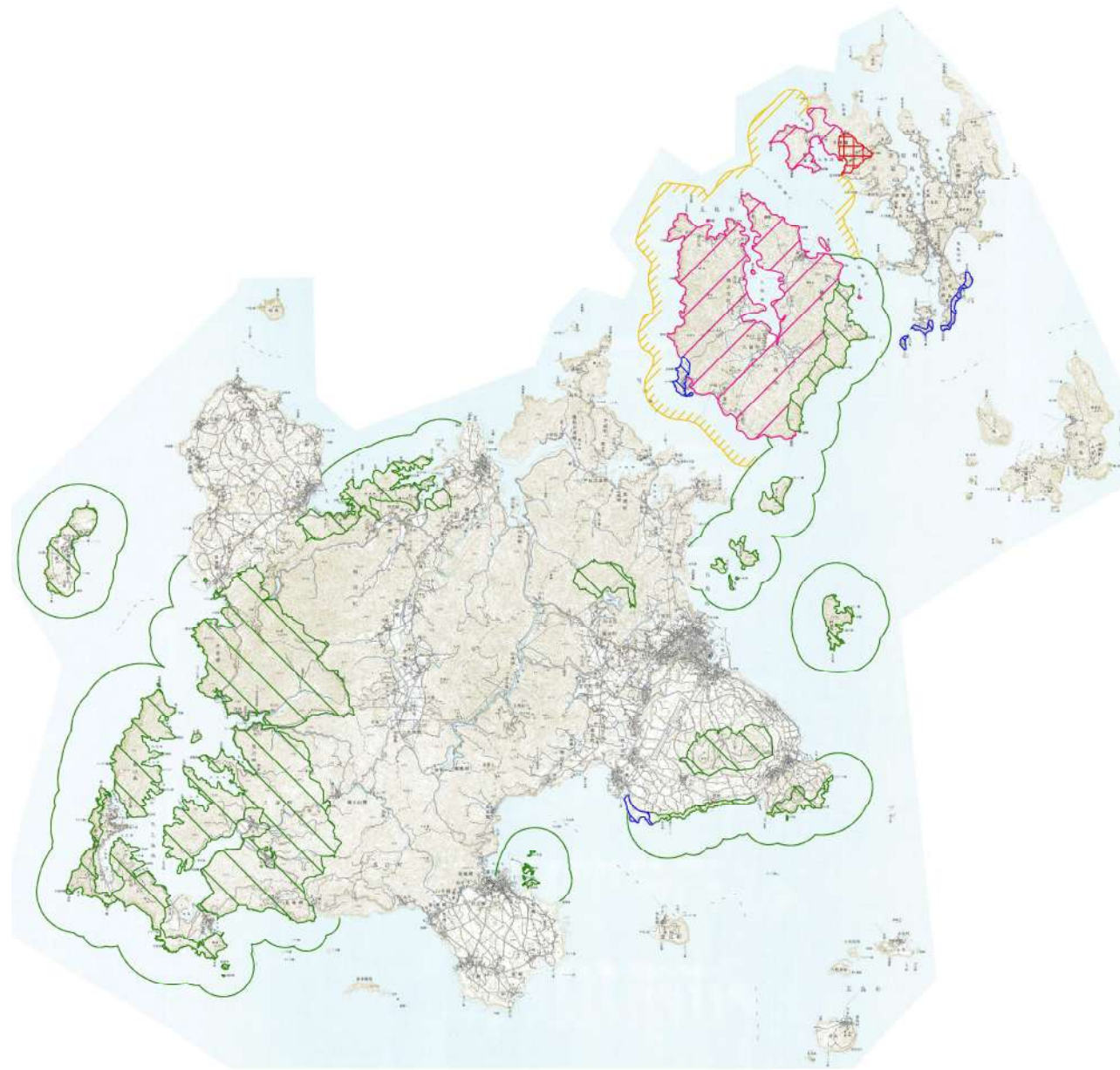
図：景観重要樹木選定候補

IV-5. 大型開発に関する行為の制限①

「五島市全域及び久賀島・奈留島北西部周辺海域」において、一定規模以上の大型開発（大規模建築物、処理場等の公共施設、工業用施設等）を行う場合には、五島市と内容について協議を行う必要があります。

1. 届出対象区域

届出の対象となる区域は、西海国立公園地域、自然環境保全区域を除く「五島市全域及び久賀島・奈留島北西部周辺海域」です。



図：行為の制限の届出対象区域

凡 例	
	西海国立公園地域
	自然環境保全地域
	文化的景観地区：久賀島全域 文化的景観地区：大串・江上地区
	重要景観地区：江上天主堂周辺
	景観計画地域：久賀島・奈留島北西部周辺海域

2. 届出対象行為

届出の対象となる行為は、突出したものなど景観に与える影響の大きい行為で、それぞれの届出対象区域内の以下に示す面積や高さのものです。

行為の種類	五島市全域		久賀島・奈留島北西部周辺海域	
	敷地面積	高さ	敷地面積	高さ
建築物の建築等	3,000 m ² 以上	—	—	—
工作物の建設等	塔状工作物類 ・鉄筋コンクリート柱、鉄柱、木柱等 ・煙突、排気塔等 ・高架水槽、冷却塔等 ・立体駐車場等 ・記念塔、装飾塔、物見塔等 ・電波塔、電気供給の電線路等又は空中線の支持物	—	—	—
	遊戯施設類 ・メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔等の遊戯施設	—	30m超	13m超
	製造・貯蔵・処理施設類 ・コンクリートプラント等の製造施設 ・汚水処理場、ごみ焼却場等の処理施設 ・石油、ガス、穀物等の製造・貯蔵施設	—	—	—
	その他 ・上記以外の工作物	—	—	—
	再生可能エネルギー発電施設 ・太陽光発電施設 ・陸上風力発電施設 ・洋上風力発電施設 ・その他の発電施設	IV-7. 再生可能エネルギー発電施設等の建設に関する制限に記載		
開発行為（都市計画法に規定する開発行為）※1	3,000 m ² 以上	—	—	—
屋外物品の堆積		5m超	—	—
土石類の採取及びその他土地形質の変更		10m超	—	—
木竹の伐採	—	—	—	—
海面の埋立て、または干拓	—	—	200 m ² 超	—

IV-5. 大型開発に関する行為の制限②

行為の種類		文化的景観地区		景観重要地区	
		敷地面積	高さ	敷地面積	高さ
建築物の建築等 ※2		10 m ² 以上	—	10 m ² 以上	—
工作物の建設等 ※3	塔状工作物類	10 m ² 以上	13m超	10 m ² 以上	5m超
	遊戯施設類				
	製造・貯蔵・処理施設類				
	擁壁類				
	その他				
開発行為（都市計画法に規定する開発行為）	1,000 m ² 以上	—	100 m ² 以上	1.5m超	
屋外物品の堆積		3m超	50 m ² 以上		
土石類の採取及びその他土地形質の変更		5m超	100 m ² 以上		
木竹の伐採 ※4		—	50 m ² 以上		5m超

※1 開発行為は、切土、盛土又は一体の切盛土を行う造成などの行為をいい、建築物や工作物の建築・建設等に関わる場合は、それぞれの行為の届出基準に従うものとします。

※2 建築物の建築等は、新築、増築、改築、移転は、行為に係る延べ面積。

外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更は、行為に係る部分の外観の面積の合計。

※3 工作物の建設等は、新築、増築、改築、移転は、行為に係る築造面積。

外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更は、行為に係る部分の外観の面積の合計。

※4 木竹の植栽又は伐採に係る面積が 50 m²以上 1,000 m²未満の場合は 5m以上のものに限る。

3. 届出対象行為の適用除外

景観法に規定する適用除外の他、以下に示す行為については届出や協議の必要はありません。

(1) 五島市全域及び久賀島・奈留島北西部周辺海域

届出が不要な行為
西海国立公園地域内及び自然環境保全区域内の行為 ※1
建築物や工作物のうち、外観の変更となる修繕、模様替、色彩の変更でこれに係る部分の面積が通常望見できる外観の2分の1を超えないもの
屋外物品の堆積で堆積期間が30日以内のもの
久賀島・奈留島北西部周辺海域において、漁業法及び長崎県漁業調整規則に基づく県知事の許可を受けて行う行為

※1 再生可能エネルギー施設等の建設については、西海国立公園地域内及び自然環境保全地域内においても、届出対象行為とします。

(2) 文化的景観地区及び重要景観地区

届出が不要な行為
寺社仏閣、教会等の宗教施設
農林漁業を営むために仮設的に建設される工作物
学校等の公共施設 ※1
その他市長が認めた場合

※1 高さ規定のみを適用除外とし、色彩は適用となる。

(3) 景観法等の規定による届出の適用除外

① 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為

- ・地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- ・一時的な仮設の工作物の建設等

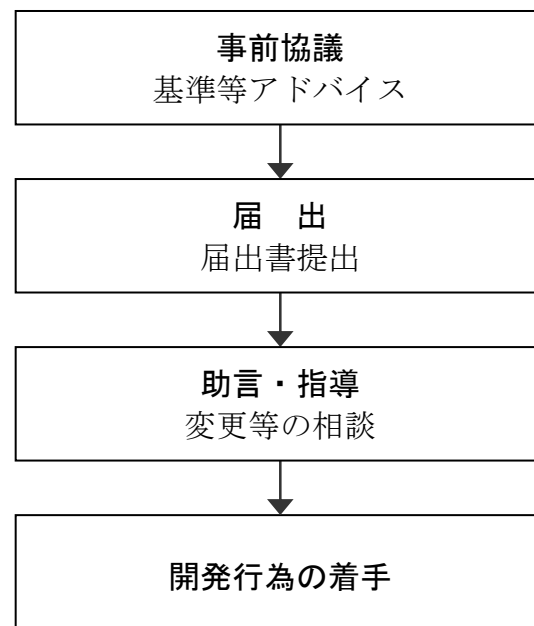
② 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

③ 長崎県屋外広告物条例に規定する屋外広告物の表示又は掲出物件の設置

IV-5. 大型開発に関する行為の制限③

4. 大型開発に関する届出勧告制度

- ・届出の基準は、地区によって異なります。
- ・届出が必要な場合は、必要図書を提出し、事前協議を行う必要があります。
- ・次ページに設定する主要な眺望点からの見えなど、周辺景観に与える影響についてシミュレーション等を行い、その結果と周辺景観に配慮した事項を事前協議の提出図書として提出する必要があります。
- ・事前協議では、行為の制限の基準についてアドバイスを行います。
- ・必要書類を添付して行為の制限の届出を行います。
- ・必要に応じて五島市景観審議会で届出内容を審議します。
- ・届出内容が景観形成の基準に適合しない場合は助言・指導を行い、これに応じない場合は勧告・命令を行います。



図：大型開発に関する届出手続きの流れ

5. 事業者との協議体制

- ・景観上重要なエリアにおいて、風力発電や携帯電話の電波塔、採石場、工業用施設、電線電柱、自動販売機など、景観への影響が大きい施設の建設・設置が行われる場合、事業者と整備内容について協議する景観協議会を設けます。
- ・景観協議会では、ガイドラインに沿って立地、規模、色彩、緑化等に関して協議します。

IV-5. 大型開発に関する行為の制限④

「五島市全域」において、特徴ある自然景観やその眺望を守り、地域独自の生活と文化を持続させるため、大型開発の行為を行う場合は、ガイドラインに沿って景観へ配慮する必要があります。

6. 行為の制限に関する基本的考え方

(1) 主要な眺望点の設定

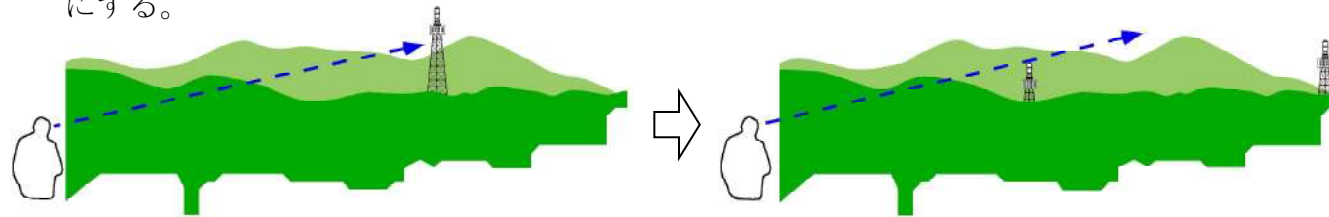
主要な眺望点は以下に示すものとします。

- ・ フェリー航路等
- ・ 山頂・展望台
- ・ 「景観重要地区」内の集落
- ・ 主要幹線道路
- ・ 文化財及び文化財を望む視点場
- ・ 地域の視点場

(2) 行為の制限の基本的な考え

① 眺望に配慮した立地・配置

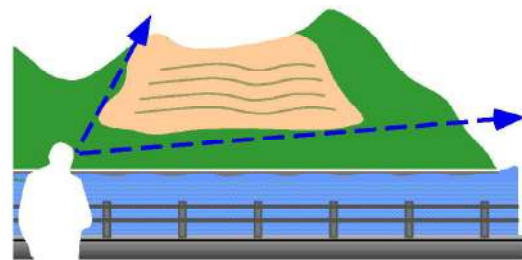
- ・ 大規模な建築物や工作物により主要な眺望点からのやまなみの眺望を損なわないようにする。



突出した工作物は連続するやまなみ景観を遮断してしまうため、これらを避けたい

やまなみ景観に配慮した例

- ・ 物品の堆積や土石類の採取等の行為は、主要な眺望点から直接見えないようにする。



堆積場や採石場等は、主要な視点場から見える位置での立地は避ける

- ・ やむを得ず主要な眺望点から見える場合は、道路境界付近を緑化するなど遮蔽措置を講じる。

② 緑化・保全

- ・ 敷地内にオープンスペースを確保し、常緑の中高木により緑化する。
- ・ 敷地内に防風林や高木など既存の樹木がある場合は、極力保全するように努める。
- ・ 木竹の伐採は目的に応じて必要最小限とし、巨木や高木などを極力保全するよう努める。

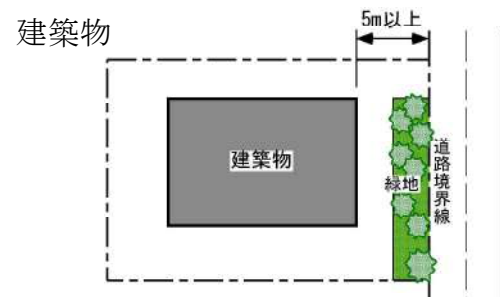


図：主要な眺望点

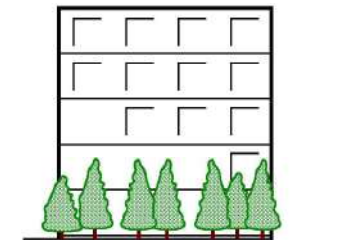
7. 行為の制限の基準

①建築物及び工作物の建築・建設等

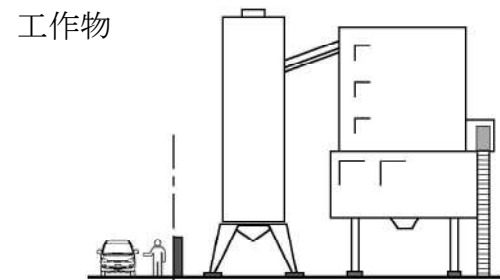
- ・道路境界線から5m以上セットバック（※1）する。



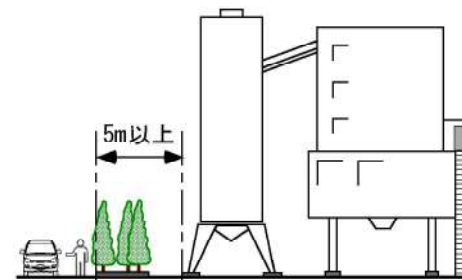
建築物
景観に配慮した例（道路境界線から5mセットバックさせ空地进行を緑化）



セットバックと緑化により威圧感や圧迫感を和らげる

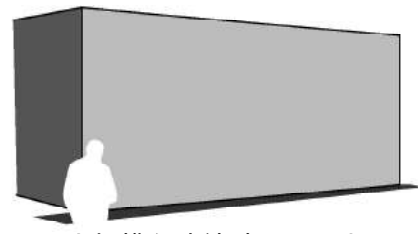


工作物
道路境界線等
道路境界線等の近くに工作物を配置すると沿道に威圧感を与える

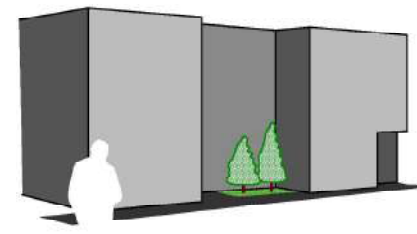


道路境界線
景観に配慮した例（道路境界線から5mセットバックさせ空地进行を緑化）

- ・巨大感や威圧感を和らげるため、大規模な連続壁面は避け適度な分節化を行うよう努める。

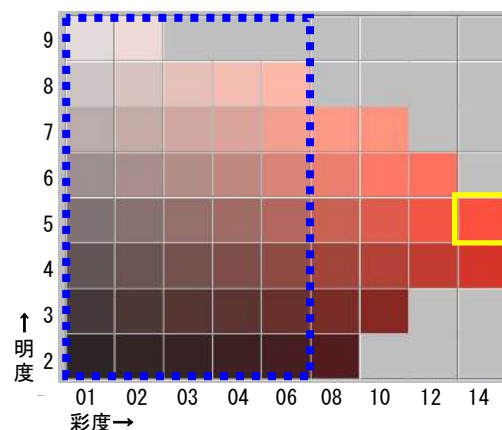


大規模な連続壁面は巨大感や威圧感を与える



景観に配慮した例（壁面の分節化により巨大感や威圧感を和らげる）

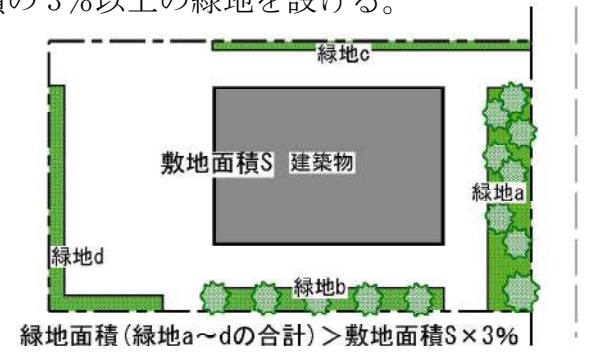
- ・使用できる色彩の範囲は、全ての色相において彩度6以下とする。



※ただし、建築物の場合、れんが、木材、石、瓦など素材そのものの色彩、又は各方面見付面積の5分の1未満の範囲内でアクセント色として着色される部分の色彩はその限りでない。

内は色相が5R（赤）の場合の使用可能な色彩（彩度6以下）を示す
内は原色の赤を示す（5R 5/14）

- ・敷地面積の3%以上の緑地を設ける。



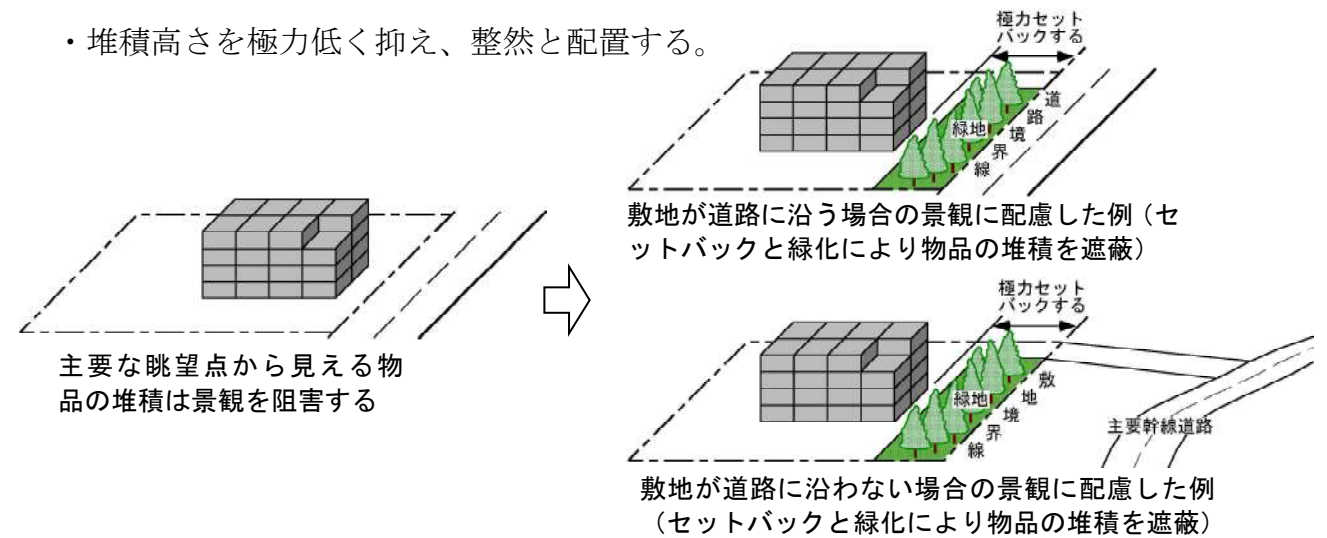
- ・塀やさくは生垣などの自然素材を用いるよう努める。
- ・道路境界部分に駐車場を設ける場合は、車の出入に支障ない範囲で緑化に努める。

②開発行為

- ・連続した法面が生じる切り盛りを避け、法面を緑化する

③屋外物品の堆積

- ・主要な眺望点から見える場合は、敷地境界線（※2）から極力セットバックし緑化する。
- ・堆積高さを極力低く抑え、整然と配置する。



④土石類の採取等

- ・主要な眺望点から見える場合は、緑化により採取法面が見えないようにする。
- ・採取後は緑化する。

⑤木竹の伐採

- ・伐採後は緑化する。

※1：セットバックとは、道路境界及び隣地境界から建物等を後退し前面に空地を確保することをいう
※2：敷地が道路境界線に沿う場合は道路境界線から、沿わない場合は道路境界付近の敷地境界線

IV-6. 屋外広告物の行為の制限に関する事項

1. 基本方針

現在、長崎県屋外広告物条例に基づき、都市計画区域内と久賀島文化的景観地区及び江上天主堂周辺景観重要地区において、屋外広告物の届出・規制を行っています。

今後は自主条例を制定する予定ですが、五島市全域における現状調査と規制・届出の必要性を検証し、質の高い景観を形成していくことを目指します。

2. 対象エリアの設定

①禁止地域

「景観重要地区」及び「文化的景観地区」、大波止周辺、県道福江空港線全区間の市街的区域を除く道路中心線から両側 1,500m以内の範囲で道路から眺望できる区域を禁止地域として、屋外広告物の表示等を原則として禁止します。

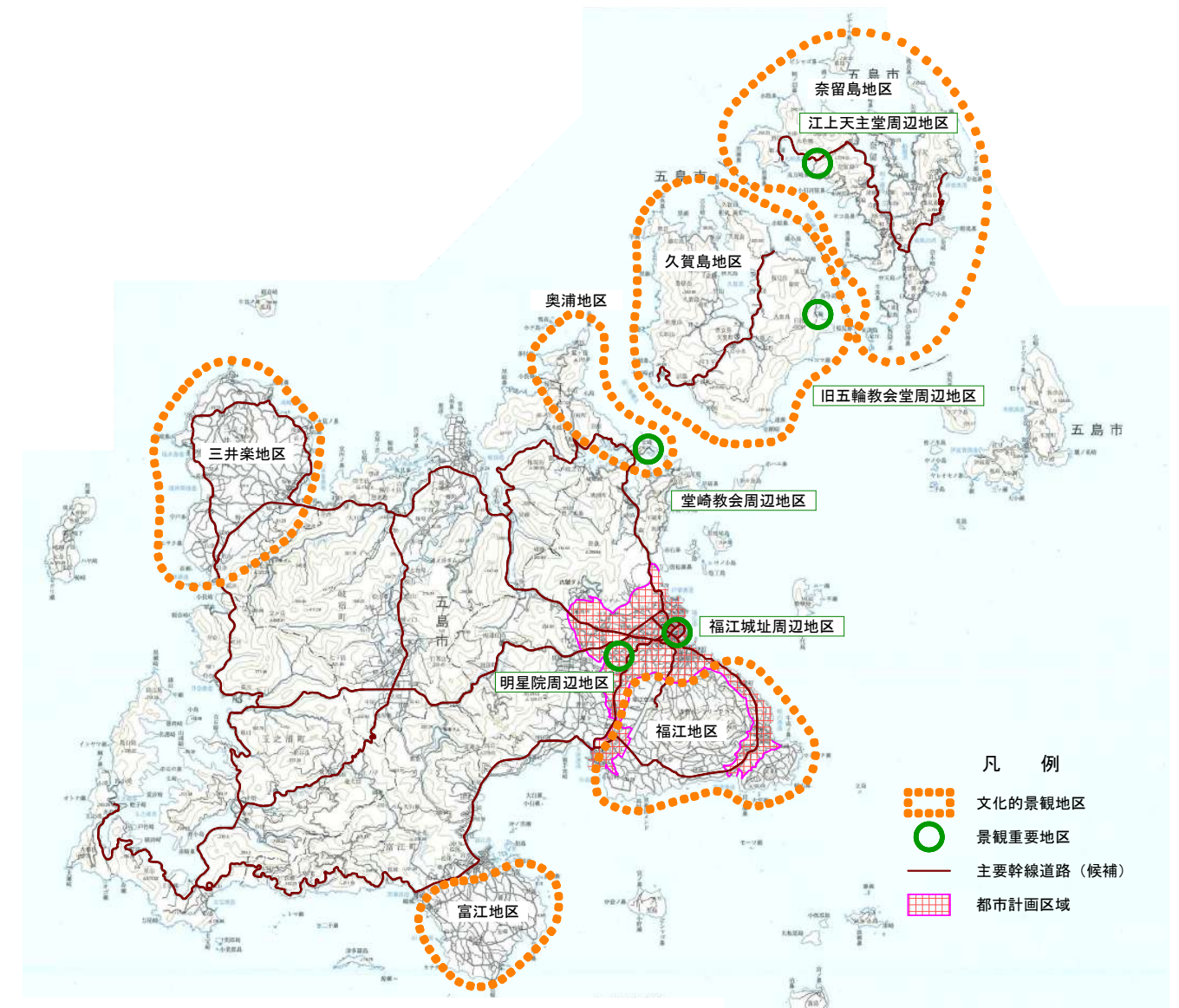
※禁止地域の適用除外

- ①自家用広告物 合計 30 m²以下
- ②道標、案内図板 合計 5 m²以下
- ③地方公共団体が設置する公共掲示板に表示する広告物

②許可地域

以下の区域においては、屋外広告物の表示等を行う場合は許可が必要です。

- ・福江都市計画区域
- ・福江空港の周辺 500m以内の区域



※「景観重要地区」の区域は、今後の文化的景観調査結果に従い地区を追加していく予定です。また、「文化的景観地区」の区域範囲についても文化的景観調査結果に基づいて随時決定されるものです。

図：屋外広告物の規制誘導対象エリア

IV-7. 再生可能エネルギー発電施設等の建設に関する制限①

「五島市全域」において、再生可能エネルギー発電施設及び附帯設備（送電線設備及び工事用仮設道路等を含む）の建設を行う場合には、五島市と内容について協議を行う必要があります。

1. 届出対象地域

届出の対象となる区域は、「五島市全域及び久賀島・奈留島北西部周辺海域」です。

※ 再生可能エネルギー発電施設等の建設については、西海国立公園及び自然環境保全地域においても五島市と事前協議、行為届出書の提出が必要です。



届出対象区域図



抑制区域図

凡 例	
	文化的景観地区：久賀島全域 文化的景観地区：大串・江上地区
	重要景観地区：江上天主堂周辺
	景観計画地域：久賀島・奈留島北西部周辺海域

2. 届出対象行為

届出の対象となる行為は、景観に与える影響が大きい行為として、以下に示すとおりです。

行為の種類		届出対象規模
再生可能エネルギー発電施設	太陽光発電施設	・施設の敷地面積が 500 m ² を超える太陽光発電施設
	陸上風力発電施設	・地上より施設の最高点が 13mを超える風力発電施設
	洋上風力発電施設	・全ての洋上風力発電施設
	その他の発電施設	・全施設において事前協議の対象とし、協議にて決定

※太陽光発電施設の建設に関しては、新設、増改築、移転の行為に係る延べ面積。

※外観の変更を伴う修繕、模様替え、色彩の変更は、これに係る面積が総面積の2分の1以上のもの。

3. 届出対象行為の適用除外

以下に示す行為については届出や協議の必要はありません。

届出が不要な行為
外観の変更となる修繕、模様替え、色彩の変更でこれに係る面積が総面積の2分の1未満
環境影響評価等により環境大臣及び免許等を行う者の意見により承認された事業

※免許等を行う者等とは、①免許等をする者、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省です。

IV-7. 再生可能エネルギー発電施設等の建設に関する制限②

4. 再生可能エネルギー発電施設等の建設に関する届出手順及び勧告制度

(1) 届出に関する手順

- 再生可能エネルギー発電施設等の建設を行う場合は、再生可能エネルギー推進室に概要説明を行い、再生可能エネルギー推進室より関係法令及び手続き方法を関係課に確認のうえ事業者へ報告します。
- 景観法に基づく行為の届出を行う場合は、事前協議が必要となります。
- 事前協議書の提出には、事業の概要が分かる位置図、現況写真、配置図、立面図、平面計画図等の計画図面とチェックシートを添付してください。
- 上記のほか、再生可能エネルギー発電施設が周辺景観に与える影響について、視覚的な表現方法によって予測し、その結果と配慮した事項を事前協議時に提出する必要があります。
- 事前協議では、行為の制限に関する事項と届出に関する必要書類の助言を行います。また、届出時に必要な地域住民及び関係者の同意と説明会の開催についての説明を行います。
- 事業者は、地域住民及び関係者に事業の説明会を開催し、説明会で提案があった質問事項等をまとめた議事録を作成し、事業者の見解書を添えて行為届出書に添付してください。
- 事前協議時に説明があった範囲とその外に事業者が必要と判断した関係者からの同意を、可能な限り収集し、書面にて行為届出書に添付してください。
- 再生可能エネルギー発電施設等の建設においては、基本的に行為届出書が提出された全ての案件を五島市景観審議会において行為の内容を審議します。
- 五島市景観審議会において適合と判断された事業については、建設課より行為着手可能日通知書を送付しますので、指定された日以降に工事を着手してください。
- 工事の完了に際して、事業者は工事完了届を提出し、建設課の確認を受けてください。なお景観に関する指示事項があった場合には速やかに手直しを行うこととします。
- 発電事業開始後に所有者の変更等があった場合には変更届の提出が必要です。
- 発電事業の終了により解体工事を行った場合は、行為完了届を提出し建設課の確認を受けてください、また、原状回復に不備があり別途指示があった場合には、速やかに手直しを行うものとします。

(2) 勧告制度

- 届出内容が景観形成の基準に適合しない場合は、助言・指導を行い、これに応じない場合は勧告・変更命令を行います。
- 命令に従わない場合は、景観法に基づく罰則が科せられます。

5. 抑制区域

下記の地区においては、特に良好な景観の保全を図る必要がある区域として、事業を行わないよう協力を求めます。

- 「文化的景観地区」及び「景観重要地区」

